

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

## 令和2年度 定期監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象 秘書企画課、協働安全課、行政課、税務課、市民窓口課、福祉課、長寿介護課、健康課、会計課、議会事務局、監査委員事務局
- 3 監査の実施日 令和2年10月28日（水）  
秘書企画課、協働安全課、行政課、税務課  
令和2年11月24日（火）  
健康課、福祉課、長寿介護課  
令和2年11月25日（水）  
市民窓口課  
令和3年1月25日（月）  
議会事務局、会計課、監査委員事務局
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局室、保健センター
- 5 監査の着眼点等  
予算の執行が適正かつ効率的になされているか、地方自治法等関係法令に従って処理されているか等を着眼点とした。  
なお、この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。
- 6 監査の実施内容  
関係帳簿、証書類及び各課から提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。
- 7 監査の結果  
令和2年度（秘書企画課、協働安全課、行政課及び税務課は令和2年4月1日から8月31日まで、市民窓口課、福祉課、長寿介護課及び健康課は令和2年4月1日から9月30日まで、会計課、議会事務局及び監査委員事務局は令和2年4月1日から11月30日まで）における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。  
ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留

意してほしい。

## (1) 注意事項

### ①全課共通

#### ア 随意契約をする際の事務手続について

入札によらず随意契約により契約しているものについて、当該契約を行うための決裁文書中に随意契約とする根拠が記載されていないものが散見された。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に規定された場合に限られるものである。ついては、随意契約を行うための決裁文書中に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項中のどの規定に基づき随意契約をするのか示すことが必要である。

なお、随意契約に関しては、行政課が定めた「随意契約ガイドライン」を参考にして事務処理を行うこと。

#### イ 決裁処理に係る取扱いについて

「決裁権者までの決裁を得ていないにもかかわらず施行されている電子決裁文書」や「文書管理システム上の決裁日、施行日、完結日が当該決裁に係る事務の施行実態と異なっている文書」が散見された。電子決裁による決裁処理は、決裁の過程がシステム上で明らかになるとともに迅速な処理を行えるという利便性があるものの、起案した者が意識をしていないと決裁を行っている最中か、決裁を終えたのかを一目で判断しづらい場合がある。また、決裁後の処理についても、決裁日、施行日、完結日を電子上で記録することになり、書類と違い一覧性に欠ける面があるので注意して事務処理を行うこと。

### ②行政課

普通財産の貸付事務において、貸付料の額の積算に誤りがあった。この誤りが判明した時点で当該貸付の相手方に説明の上、正しい額の貸付料を収めているが、場合によっては重大な誤りにもつながるおそれがあった。担当者が事務上の注意を払うのはもとより、決裁者は決裁の過程で十分に確認をしてほしい。

### ③市民窓口課

收受した文書のうち文書番号を付さずに收受しているものが散見された。文書番号は、收受した文書を特定するために必要なものである。軽易なものを除き、收受した全ての文書に文書番号を付すこと。

#### ④福祉課

完了していない委託業務に係る請書の検査確認欄に、福祉課長の印が押されていた。請書の検査確認欄は、委託した業務が適正に履行されているかを当該業務の完了後に市が検査し、確認したことを証するものである。

については、業務完了後に検査確認を行い、押印をし、その後委託料の支出を行う手順を遵守すること。

#### ⑤長寿介護課

委託契約書に約款が添付されていないものがあつた。約款は、契約上双方が確認しておくべき事項を記載しているものなので、必ず添付するようにすること。

### (2) 検討要望事項

#### ①全課共通

##### ア 検査確認について

物品等の購入後に検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならないが、契約金額 300,000 円を超えない場合は、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載し押印することで検査調書の作成に替えることができる。(岩倉市契約規則第 48 条第 3 項)

ところが、契約金額 300,000 円を超えないものの請求書には、「契約履行確認の旨」や「年月日」の年を省略し、月日と担当者の押印のみで処理している(例:「7/2 担当者印」と記載)ものが散見される。岩倉市契約規則第 48 条第 3 項は、検査確認をした事実を請求書に明示することが目的であるので、その意味を理解した上で岩倉市契約規則に基づき適切な処理を行うとともに、市としての統一的な取扱いを示してほしい。